無線局変更等申請書・届出書 免許状訂正申請書 無線局免許承継届出書 無線局記載事項等変更届出書

令和 年 月 日 ※提出年月日を記入

中国総合通信局長 殿	中国	総合	·诵信	局長	殿
------------	----	----	-----	----	---

変更する項目にチェックしてください。変更箇所が複数項目ある場合は複数にチェックしてください。

- □電波法第9条第9で → 5項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許 → 手続規制 + 12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- □電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則 第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請しま す。無線設備を変更、⑰周波数等、⑫移動範囲、⑬通信の相手方を変更したい場合
- □電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。無線設備を変更、⑰周波数等に変更がない場合
- □電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。即周波数等または⑩識別信号を変更したい場合
- □電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は 予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下 記のとおり届け出ます。
- □電波法第 21 条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。 ⑦免許人名または⑥免許人住所などを変更し、免許状の記載内容に変更が生じた場合
- □ <mark>電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙</mark> の書類を添えて下記のとおり届け出ます。 <mark>⑪常置場所を変更した場合</mark>
 - ※⑥~⑪は無線局事項書の対応する欄の番号です。

記

1 申請(届出)者

住 所	都道府県一市区町村コード 〔 〕	
	〒 (730-8795) 広島市中区東白島町 19-36 登記されている本社 (本店) 住所を記してください。市区町村コードは住所記載していれば不要です。	
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ チュウコ゛クソウコ゛ウツウシンカフ゛シキカイシャ ダ イヒョウトリシマリヤクシャチョウ チュウコ゛ク タロウ	
	中国総合通信株式会社 法人:本社名、代表者役職、代表者名 団体:団体名、代表者役職、代表者名 個人:氏名	
法人番号	※法人のみ法人番号を記載	

2 対象となる無線局に関する事項

申請(届)を行う無線局数を記入してください。

① 無線局の種別及び局数	簡易無線局 〇局
② 識別信号	100000001~100000005
③ 免許の番号	中K第○○○○○号~○○○○号
④ 備者	

現在受けている免許状の記載内容に記載されている内容を記載。

3 申請の内容に関する連絡先

フリガナ ムセン	ツウシンフ゛	リクシ゛ョウカ	シンセイタント	ウ ヒロシマ	テ゛ンハ゜ロウ
無線通信部	陸上課	申請担当	広島	電波朗	
082-000-000					
申請内容に関する問い合わせ先を記入してください。 ※日中連絡が可能な連絡先を記載してください。					
	無線通信部	無線通信部 陸上課 082-00-00 申請内 2	無線通信部 陸上課 申請担当 082-00-00 申請内容に関する問	無線通信部 陸上課 申請担当 広島 082-00-000 申請内容に関する問い合わせ	申請内容に関する問い合わせ先を記入

申請書を記載する際の注意事項

変更申請のみの場合は、「した」及び「届け出ます。」を二重取り消し線で削除してください。 届出のみの場合は、「したい」及び「申請します。」を二重取り消し線で削除してください。 変更内容に申請事項も届出事項も含まれる場合は、「した」及び「届け出ます。」を二重取り消し線で削除してください。

申請事項又は届出事項の具体的な内容は下記のとおりです。当てはまるものに○をしてください。 申請事項

- 1 無線設備 (法第17条第1項)
 - ・技術基準適合証明機器、工事設計認証機器へ取替えを行う場合で「電波の型式・空中線電力」の変更を伴う場合
 - ・選択呼出装置(トーン信号周波数)又は識別装置(CSM番号を送出する装置)を変更する場合
- 2 無線設備の設置場所 (法第17条第1項)
 - ・移動範囲の変更
- 3 指定事項 (法第19条)
 - ・識別信号の指定の変更(デジタル簡易無線で、無線機交換に伴いCSM番号を変更する場合を含む。)
 - 電波の型式、周波数、空中線電力の指定の変更
 - 運用許容時間の指定の変更
- 4 通信の相手方(法第17条第1項)
 - ・通信の相手方の変更 基本的に簡易無線局の通信の相手方は「免許人所属の簡易無線局」です。
- 5 免許状の訂正(法第21条)
 - ・免許人名を変更する場合(合併・分割、事業の譲渡を伴わない場合に限る)
 - ・任意団体において、団体名又は代表者を変更した場合
 - ・免許人住所を変更する場合
- ・免許状の分割を希望する場合 1枚の免許状で複数局が記載されており、その一部を廃止する場合など。 届出事項
- 1 無線設備(法第17条第2項)
 - ・技術基準適合証明機器、工事設計認証機器への取替えを行う場合で「電波の型式及び空中線電力」の指定に変更を伴わない場合
- 2 無線設備の常置場所 (施則第43条第3項)
 - ・移動する無線局の常置場所の変更
- 3 その他
- ・上記の申請事項に該当しない変更項目がある場合に、適宜記載してください。